

臨床研究に伴う契約手続きに関する注意事項

2025/04/30

臨床研究センター

当院での契約手続きに関して、以下ご確認ください。

1) 事前

- * 研究申請(実施許可取得)後に契約手続きを開始します。
- * 研究申請の進捗については研究責任者にお問合せください。
- * 契約内容(研究実施に関する院内調整・留意事項等)については当院研究責任者にご確認ください。

2) 契約手続き

以下は依頼者様にご対応いただく事項となります。覚書等に関しても同様の手続きを順守することが求められます。

* 契約書案確認依頼:

契約書案を連絡窓口 (kenkyu@kchnet.or.jp) へご送付ください。

当院研究責任者を Cc に含めてください。

* 法務グループからのコメントの確認と回答:

病院に不利益が発生する文言を記載されるケースが増えてきたため、病院の視点から法務グループでチェックを行っています。法務グループからの加筆・修正・コメントが入りますので、すべて確認し、当院研究責任者宛のコメントにも、依頼者様が研究責任者の回答を得た上で、併せてご回答いただき、連絡窓口宛に送付ください。

※法務グループのコメントに基づく調整は、依頼者様と当院研究責任者で直接行い、その結果をコメントにご回答ください。

* 締結日:

締結日は当院押印日で対応しますが、指定がある場合は予め契約書に締結日を記載し、理由をお知らせください。

* 時間の確保:

契約書の確認には時間がかかる場合があることをご了承ください。

* 連絡窓口について:

複数名での確認を行っているため、連絡窓口へ直接電話をいただいても伝言が必要となり適切に伝わらない可能性がありますので、ご質問がある場合は基本的にメールでお願いします。

以上